

発防交 第 50 号
令和 4年11月 1日

さよなら！志賀原発ネットワーク
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
石川県平和運動センター
原水爆禁止石川県民会議
社民党石川県連合 様

七尾市長 茶 谷 義 隆

原子力防災計画・安全協定に関する回答書

標記の件につきまして、下記のとおり回答いたしますの、ご査収の程よろしくお願いいたします。

記

1 回答書 別添参照

事務担当
七尾市防災交通課 西川
電話 0767-53-6880

原子力防災計画・安全協定に関する質問書に対する回答①

1 防災計画および安全協定の前提となる問題について

- (1) 国の一元化管理のもとにある原子力行政＝「国策」によって地方自治体と住民が翻弄されている現状について、どのように受け止めているか。

回答

市民の生命及び財産を保護する責務を担っていることから、現在、運転を停止している志賀原子力発電所について、国および北陸電力株式会社の今後の動向について、しっかりと注視していく。

また、当市としては、国に対して、大惨事となった福島第一原子力発電所の事故の徹底検証に加え、原子力行政の信頼回復に全力を傾けていただくとともに、自然災害が発生した際の原子力発電所の安全性及び周辺地域の十分な安全確保に万全の措置を講じていただくよう、継続して要望をしていく。

1 防災計画および安全協定の前提となる問題について

- (2) 防災計画、避難計画と安全協定は、原子力災害から住民を守るための2本柱であり、自治力が問われるが、両課題に取り組む認識と決意を聞く。

回答

当市では、国や県の指針に則り、原子力防災計画及び避難計画の策定並びに必要に応じた改訂を行っており、実効性の伴う計画であると認識している。

安全協定については、現在、志賀原子力発電所が停止中であるため、協議が中断しているが、再稼働が見込まれた段階で、改めて当市と近隣市町（羽咋市、中能登町）が立地自治体（志賀町）と同等の協定を締結できるよう求めていく。

2 安全協定の締結に向けて

- (1) 前市長が志賀町と同等の権利を盛り込んだ安全協定を北陸電力株式会社に求めてきたが、茶谷市政でも継続されるのか。

回答

安全協定については、現在、志賀原子力発電所が停止中であるため、協議が中断しているが、再稼働が見込まれた段階で、改めて当市と近隣市町（羽咋市、中能登町）が立地自治体（志賀町）と同等の協定を締結できるよう求めていく。

2 安全協定の締結に向けて

- (2) 安全協定の締結に向けて、北陸電力株式会社との粘り強い交渉に加え、県や他の関係市町との連携、さらには市民の支援が不可欠だと思うが、今後の取り組み方針について聞く。

回答

現在、志賀原子力発電所は停止中となっているが、再稼働が見込まれた段階で、改めて立地自治体（志賀町）と同等の協定となるよう、県や近隣市町と十分な連携を取り、北陸電力株式会社に対しては、今後も粘り強く交渉していきたい。

原子力防災計画・安全協定に関する質問書に対する回答②

3 防災計画・避難計画の総論的課題について

(1) 避難計画の第1章で、国の指針や県の防災計画に従い、「住民等の被ばくをできるだけ低減する」とある。被ばくの回避ではなく、ある程度の被ばくを前提とした避難計画であり、住民を守る計画とは言えないのではないか。住民は了解しているか。

回答

当市としては、市民に被爆させないことを前提として考えていますが、被爆した場合にはどうするのかといった対応も併せて考えておく必要があり、そういう意味で住民を守る計画であると考えている。

引き続き、国や県の計画を基に検討し、今後より良い計画になるよう対応していきたい。

3 防災計画・避難計画の総論的課題について

(2) 「できるだけ低減」では上限とする被ばく線量が不明である。上限値を国や県に確認し住民の了解を得ること、上限値を超えない計画であることを防災訓練やシミュレーションなどで確認していくことが不可欠だと思うがどうか。

回答

石川県原子力防災訓練等を通して、国や県に確認を取りながら対応していく。

3 防災計画・避難計画の総論的課題について

(3) 内閣府は地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため志賀地域原子力防災協議会を設置しているが、協議内容は県から報告を受けているか。

回答

協議内容については、把握しており、県からの報告も含め、情報共有を図っていきたい。

3 防災計画・避難計画の総論的課題について

(4) 志賀地域原子力防災協議会へのオブザーバー参加を求め、七尾市の課題を積極的に主張していく考えはないか。

回答

必要に応じて、県などに七尾市の課題を提起していく。

4 避難先について

(1) 「基本的な避難」として、中島地区は能登町へ、田鶴浜・能登島・七尾地区は金沢市へ、という南北2方向の避難が想定されている。中島地区の住民の中には能登町方向へは避難せず、金沢市方向へ避難する可能性もあり、勤務先等の関係で家族が分離することもある。2方向避難の課題と対応方針を聞く。

回答

PAZ内・UPZ内のそれぞれの避難の考え方については、県が発行している「原子力防災のしおり」や原子力防災訓練などを通じて住民に周知しているところである。中島地区の住民は北方の能登町へ、田鶴浜、能登島、七尾地区の住民は南方の金沢市へ緊急避難を実施する。なお、中島地区の住民については、風向き等の状況によって、野々市市へ避難を実施する。

中島地区については、風向き等に関係なく、南方へ避難したいという住民もいると思われるが、住民の安全な避難をお願いするうえでは、原子力防災訓練等を通して、北方の能登町への避難について理解を求めていく。

原子力防災計画・安全協定に関する質問書に対する回答③

4 避難先について

(2) 風向き等「状況に応じた避難」として、中島地区の住民は能登町ではなく、野々市市へ向かうケースも想定しているが、七尾市にとって富山県方向への避難を想定することも重要なと思われる。富山県との協議は県に一任か、七尾市も積極的に関与しているのか。把握している協議の進捗状況を聞く。

回答

富山県方向への避難については、現在、能越自動車や国道 160 号線を利用して氷見市を経由し、氷見市で退域時検査を行い、その後、金沢方面へ避難することとなっており、石川県とともに今後市民への周知も行う予定である。七尾市の住民においては、高松経由と氷見市経由と 2 方向での避難が可能となる。

5 長期避難について

(1) 原子力災害対策指針は、福島第一原発事故と同程度の事故は起こりうるとの想定で策定されている。広域かつ大量の放射性物質の放出による避難の長期化を想定した避難計画が求められる。防災計画では長期避難への対応の項目があるが、どの程度の期間を想定しているか。

回答

期間想定については、福島第一原発事故時の福島県の対応を参考にしつつ、国や県と連携しながら、長期避難の対応を検討していく。

5 長期避難について

(2) 避難が長期に及ぶかもしれない、帰れない可能性もあるということについて、住民への周知は徹底されているか。

回答

長期避難については、いろいろな広報媒体や周知方法を検討しながら対応していく。

5 長期避難について

(3) 避難後の生活(仕事、子どもの保育・教育環境、健康管理、損害賠償請求など)への支援について、市の基本的な考え方を聞く。

回答

福島第一原発事故時の福島県の対応を参考しながら、国や県と連携を取って対応していく考え方である。

5 長期避難について

(4) 原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除の基準は把握しているか。

回答

国が示した基準により把握をしている。

※国が示した基準に基づき、国や県と連携しながら、それぞれの基準を確認し、対応していく。

原子力防災計画・安全協定に関する質問書に対する回答④

6	能登島地区の孤立対策について
	(1) 能登島地区は2本の橋が通行不能の場合に備え、海上避難も想定しているが、過去の防災訓練では荒天で船が出航できないことも数多くあった。コンクリート屋内退避施設は能登島小学校のみであり、地区住民は防護機能が不十分な自宅での屋内退避を強いられるリスクがある。市の認識と更なる対応を考えているか。
回答	能登島地区については、2本の橋が通行不能となる可能性もあるため、海上輸送に加え、国や県に依頼し、あらゆる手段を活用して避難を行えるよう検討していく。 また、屋内退避については、能登島小学校以外の公共施設等も状況に応じて活用できるよう検討していく。
7	児童、生徒の避難について
	(1) 町内の小中学校、保育園、幼稚園での児童・生徒の引き渡し開始は警戒事態発生時か、施設敷地緊急事態に至った段階か。
回答	「警戒事態発生時」に、市内の小中学校、保育園等での児童・生徒の保護者引き渡しを開始することになっている。
7	児童、生徒の避難について
	(2) 全面緊急事態に至るまで引き渡し出来なかった児童生徒がいる場合、あるいは避難に緊急を要する場合は学校等の単位で避難場所への避難もありうるが、最大で児童・生徒 3,294 人の移動に必要なバスは確保できるか。学校等の避難先と保護者の避難先が異なることが多いと思われるが、保護者への連絡、避難先での児童・生徒の引き渡し方法は検討しているのか。
回答	市所有バスおよび運行委託しているバス会社によって、児童生徒のための避難用バスを確保し、それでも足りない場合は、国や県との連携の中で、石川県バス協会等からのバスの配車を行ってもらい、対応していくこととなる。 また、学校単位でバスによる広域避難となった場合は、児童生徒も地域ごとで乗車し避難先へ移動するということも検討していく。保護者への連絡については、学校の保護者の登録メールでの対応、または、行政からの広報によって対応していく。
7	児童、生徒の避難について
	(3) 保護者がいずれも役場職員や学校教職員、消防署など防災業務に携わる立場にある児童・生徒への対応は検討しているか。
回答	原子力災害だけではなく、自然災害においても、防災業務に携わる立場にある方が保護者である場合は、まずは家族の安全確保、安否確認を優先し、その後に業務にあたるように指導している。

原子力防災計画・安全協定に関する質問書に対する回答⑤

7 児童、生徒の避難について

- (4) 市内5つの高校の避難計画の概要と市外から市内の高校へ通う高校生への対応、市外の高校へ通学する高校生への対応について聞く。

回答

各高校の避難計画については、石川の学校安全指針等に基づき避難計画等を作成しているものと認識しており、各高校の計画に基づき避難することになる。引き渡しできなかった高校生に対しては、学校の保護者の登録メールや行政からの広報を活用して、対応を行う。

7 児童、生徒の避難について

- (5) とくに乳幼児・児童・生徒の場合、初期甲状腺被ばくのスクリーニング検査は重要だが、その体制を聞く。

回答

原子力規制庁では、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に関する関係地方公共団体や関係機関向けのマニュアルの作成作業を行っているため、国の作成したマニュアルをもとに、県とともに実施体制を検討していく。

8 安定ヨウ素剤の配布について

- (1) 県は、UPZではドライブスルー方式での配布を想定している。具体的な実施場所、人員配置、説明者など検討しているか。ブルーム到着後の配布となるが、配布遅れや配布漏れなど課題はないか。

回答

配布場所については、候補地を県と七尾市で協議・検討しており、例年行われている原子力防災訓練においても、候補地として検討している場所においての安定ヨウ素剤配布訓練を実施している。
また、安定ヨウ素剤の配布・服用については、国が判断することとなっており、避難時の道路状況なども勘案し、総合的に判断される。

9 観光客等一時滞在者への対応について

- (1) 温泉旅館などの施設や青柏祭など多数の入込がある行事で、原発事故を想定した避難計画は策定されているか。

回答

多数の入り込みがある行事等における具体的な計画はないが、そういう方々にも住民避難と同様の行動を促す対応を行う。また、宿泊施設での屋内退避なども検討している。

9 観光客等一時滞在者への対応について

- (2) 滞在対策やヨウ素剤の配布、情報伝達の手段(特に外国人)、公共交通機関利用者の移動手段の確保、さらには退避要請をどの段階で行うかなど初動態勢に関わる課題が多い。市の積極的な対応が求められ、県のさらなる支援も必要ではないか。

回答

市だけでの対応では当然十分とはいえないため、国や県からの支援を活用しながら、初動対応に取り組んでいく。

原子力防災計画・安全協定に関する質問書に対する回答⑥

1 0 在宅の避難行動要支援者の避難について

- (1) 在宅の避難行動要支援者で、福祉避難所への避難が必要な住民は何人か。避難に必要な車椅子専用車両、ストレッチャー専用車両、車椅子・ストレッチャー専用車両の台数はそれぞれ何台か。現在手配できる車両はそれぞれ何台か。

回答

要配慮者の避難については、入院患者や入所者の状況等により、必要となる車両台数は逐次変動するため、各施設利用者などから人数及び必要数の把握に努めて、検討を行う。

1 0 在宅の避難行動要支援者の避難について

- (2) 放射線防護施設は、地域の中では豊川公民館だけである。豊川公民館の受入れ可能人数、在宅の「避難の実施に通常以上の時間がかかり、避難行動により健康リスクが高まる避難行動要支援者」の人数を聞く。

回答

豊川地区の避難行動要支援者名簿については、毎年更新をかけながら把握に努めているところで、対象者の状況も日々変わるために、担当課と情報を共有しながら、現状把握に努めていくこととしている。

1 1 複合災害への対応について

- (1) 地震や津波、暴風雪などの自然災害との複合災害時、住民は直面する命を脅かす自然災害に対する避難行動を優先せざるを得ない。原子力防災計画は機能しないことを認め、防災計画にも明記すべきではないか。

回答

様々な適合性審査を行う中で、原子力発電所自体は地震や津波にも耐える設計と認識しているが、原子力災害への備えについては、今後も国や県と連携しながら訓練等で検証を重ね、継続的に改善を図り、実効性を高めていきたい。

1 2 感染症対策について

- (1) 避難所で求められる1人当たりの面積は2倍以上となり、町会や集落によっては避難先施設の見直しが必要となるケースもある。早急に地域と施設のマッチングの見直しを行うべきではないか。

回答

感染症対策を踏まえた避難先施設の確保については、県と協議しながら、見直し・検証を進めていく。

1 3 計画の実施体制について

- (1) 避難先に関する資料では「金沢市・野々市市」への行政機能の集約が示されている。代替庁舎を具体的に特定した業務継続計画は策定されているか。

回答

現状ではUPZ外への庁舎移転を想定した業務継続計画の策定は、必須となっていないため、UPZ外への庁舎移転を想定した業務継続計画を策定していないが、県や関係自治体と慎重に協議を進めていきたい。

原子力防災計画・安全協定に関する質問書に対する回答⑦

13 計画の実施体制について

(2) 防災計画の実施には市職員だけでなく警察や消防、学校関係者、医療・福祉関係者、民間事業者など多く「防災業務関係者」の活動が求められ、防災ボランティアの活用方針も示されている。一方、避難計画では「防災業務関係者の被ばく管理」として、実効線量限度が50mSv/年である放射線業務従事者を参考とすると、「できるだけ少なくする努力が必要」としている。極めてあいまいで、防災業務関係者の安全が守られるとは思わない。国に対して明確な基準と健康障害が出た場合の補償体制を明示するよう求めるべきではないか。

回答

そういうた基準や補償体制等については、県と連携しながら対応をしていく。